

町水道基本料金の免除を延長します

現在、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施している、町営水道の水道基本料金の免除期間を延長します。
なお、免除申請手続きなどは不要です。

- 免除対象** 町と給水契約を結んでいる水道使用者（ただし、官公庁・学校、特別給水（臨時用）の水道使用者は対象外）
- 免除期間（延長分）** 令和8年4月検針分から令和8年8月検針分までの5か月間
- 基本料金水量・基本料金・免除額**

基本料金水量	基本料金（税込）	免除額
10立方メートル以下	2,310円	2,310円

※基本料金水量を超過した場合、1立方メートルあたり231円（税込）が請求されます。

- 免除後の水道料金の確認方法** 検針時の検針票に記載されている金額が、免除後の水道料金請求額です。
使用水量が基本料金内（10立方メートル以下）の場合は0円です。



※以下の場合でも確認できます。

- ・水道料金を納付書でお支払いの場合…期間中に送付する納付書の金額が基本料金免除後の水道料金です。
- ・水道料金を口座振替でお支払いの場合…期間中の口座振替済額が、基本料金免除後の水道料金です。
利用されている金融機関の通帳などをご確認ください。

- 共同用（連合専用）を適用するアパート、マンションなどの共同用水道の使用者・管理者へお願い**
利用者の皆さまに対し、水道料金相当の免除をしていただくようお願いします。

まちづくり課 水道係 ☎86-6077

令和8年度合併処理浄化槽設置補助金

合併処理浄化槽…台所やお風呂などの宅内の生活雑排水を、トイレの汚水と併せて処理し、浄化して放流する装置。

●補助金額（一例）

種別	人槽	補助限度額	
		通常型の合併処理浄化槽	高度処理型の合併処理浄化槽（N10型など）
単独処理浄化槽からの転換	5人槽	512,000円～	824,000円～
	7人槽	594,000円～	866,000円～
	10人槽	728,000円～	956,000円～
くみ取り便槽からの転換	5人槽	432,000円～	744,000円～
	7人槽	514,000円～	786,000円～
	10人槽	648,000円～	876,000円～
転換以外	5人槽	—	644,000円
	7人槽	—	686,000円
	10人槽	—	776,000円

※着工前に交付申請が必要です。
※補助対象基数は予算の範囲内となります。



詳細については右記担当までお問い合わせください。

町民課 生活環境係 ☎86-6072

広告

東洋合成

千葉工場（東庄町）製造スタッフ募集中

安定の上場企業と一緒に働きませんか？

東洋合成工業株式会社
〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-22-16
ヒューリック浅草橋ビル8階 TEL:03-5822-6171

詳しくは
HPへ！



セレモニーホール
愁彩苑
二木屋は地元東庄で半世紀

☎0120-039-544
24時間365日対応・お気軽に事前相談も

本ページのほか、町ホームページでは各種補助金・制度を掲載しています ▶

大学生年代の子どもがいるご家庭へ
児童手当のお知らせ

現在、児童手当を受給している家庭のうち令和7年度中に18歳になった子どもについては、令和8年3月31日付で支給対象から外れ、減額が見込まれます。

ただし、以下に該当するご家庭については申請を行うことで、該当児童が22歳になる年の年度末まで児童数の加算対象にできます。

- 対象** 高校生以下の児童を3人以上養育しており、かつ4月1日降も18歳以上22歳以下の児童の生計を保護者が負担している家庭。
- 申請に必要なもの**
 - ・監護および生計負担の確認書
 - ・該当児童の生計を負担していることがわかる書類

詳細は町ホームページまたは、下記までお問合せください。

健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0792

住宅リフォーム費用の一部を補助します

定住の促進と地域経済の活性化を目的に、町内業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を補助します。

- 対象者**
 - ・補助対象となる住宅の所有者であること。
 - ・補助対象となる住宅に、現在または実績報告をするまでに居住し、町に住所を有していること。
 - ・5年以上継続して居住する意思を持っていること。
 - ・世帯全員に市区町村の税金に滞納がないこと。
 - ・町で実施している他の制度による補助金を受けていないこと。
 - ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- 対象工事**
 - ・町内の施工業者を利用して行うリフォーム工事であること。
 - ・リフォーム工事金額が20万円（消費税抜き）以上であること。
 - ・工事完成後、令和9年3月末日までに完了報告ができること。
- 補助額** 対象工事金額の10分の1（上限20万円）を補助（千円未満切り捨て）
- 留意事項**
 - ・申請前にすでに着工している場合は対象外になります。
 - ・個人住宅部分以外のリフォームは補助の対象外となります。
 - ・工事の内容によっては、リフォーム補助の対象となりません。

（例：車庫や倉庫、外構工事、設備などの交換のみによる費用などは対象外）



詳細は町ホームページをご確認ください。

まちづくり課 都市計画係 ☎86-6078

結婚新生活支援補助金

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新居の家賃、引っ越し費用などの支援を行います。

- 対象者** 町で婚姻届を提出した39歳以下の夫婦
- 補助額** 15～60万円
※夫婦の年齢、所得により補助金上限あり。

総務課 企画財政係 ☎86-6084

移住支援事業補助金

東京圏（東京都・埼玉県・神奈川県）から町に移住する世帯に最大300万円の補助金を交付します。
詳細は町ホームページをご確認ください。

総務課 企画財政係 ☎86-6084

東庄町内で住宅を取得した方へ
最大100万円の補助金を交付します

町内に定住の意思をもって住宅を取得（新築または空き家などの購入）した人に、補助金を交付します。

- 補助額** 住宅の取得に対して定額30万円
- 加算額**
 - ・町外からの転入者30万円
 - ・40歳未満の方 20万円
 - ・町内業者が施工する場合20万円
- 補助対象条件**
 - (1) 対象者
 - ・申請した住宅に居住かつ東庄町に住所を有していること。
 - ・5年以上継続して居住すること。
 - ・世帯全員に市区町村の税金に滞納がないこと。
 - ・自治会に加入していること。
 - ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - (2) 対象住宅
 - ・東庄町内に新たに建築された居住の用に供する建物であること。
 - ・居住の用に供する面積が70㎡以上であること。
 - ・中古住宅の場合、3親等以内の親族から購入したものでないこと。
 - ・中古住宅の場合、居住面積が70㎡以上の建物で、その購入価格が300万円以上であること。

- 申請期限** 交付対象の住宅取得後、1年以内

詳細は町ホームページをご確認ください。

まちづくり課 都市計画係 ☎86-6078